

# その相談、 チャットボットを 利用してみませんか？



税務職員ふたば

ご相談の対応範囲

所得税の確定申告

インボイス制度

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002



スマートでのご利用  
はこちらから！

## 相談の内容を選択



### 国税庁 税務相談チャットボット

現在、ご利用いただける項目はこちらです。  
開始ボタンを押して次へお進みください。

会員登録

インボイス制度

開始

令和3年分 所得税の確定申告

開始



### 国税庁 税務相談チャットボット



こんばんは！ 税務職員ふたばです！  
所得税の確定申告でよくあるご質問にお答えします。  
今度はどんなに用ですか？

## 相談のしかたは 2 通り

### 1 メニューから選択



確定申告に必要な書類を調べる

確定申告が必要か判定する

医療費控除/住宅ローン控除/ふるさと納税など

よくある状況別に調べる

その他メニュー

医療費控除を受けるにはどうすればいい？

### 2 文字で入力する

相談をすると…  
答えがすぐに表示されます。



### 国税庁 税務相談チャットボット



医療費控除を受けるにはどうすればいい？

詳しい情報は、  
参考情報のリンクをクリック

「医療費控除の中告手続と必要書類」ですね、

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、この明細書を添付した確定申告書を税務署に提出する必要があります。

なお、医療費の領収書は、税務署に提出する必要はありませんが、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

#### 参考情報:

医療費を支払ったとき（医療費控除）

医療費控除を受ける方の記載例（令和2年分・年末調整を受けた給与所得者が医療費控除を受けるとき）

- ・チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。
- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。